

# 年金制度は女性の労働をどう捉えていたか ～1965年の遺族年金改正から考える～

中尾ゼミ(日本女子大学社会福祉学科)

石山清香、大胡田ひとみ、岸田安寿香、木場明梨、澤明花

菅間和花菜、竹林瑚冬、龍野未来、深代茉央

## はじめに

私たちは、社会福祉施設や社会保険労務士事務所で実習やインターンシップを行い、高齢単身女性の貧困に关心をもった。高齢単身女性の貧困リスクを探ると、その主な要因は、夫との死別による勤労所得及び公的年金の受給額の減少であり、とくに夫が自営業であった場合に、妻の貧困リスクが高くなることを知った（山田 2012：160）。

そこで私たちは次に、遺族年金に关心をもった。遺族年金は現在、厚生年金保険では、妻は夫死亡時に、30歳以上であれば無期で受給できるが、夫は妻死亡時に、55歳以上でなければならず、かつ60歳からしか受給できない。このような制度上の男女差がいったいいつからあったのか、その変遷を調べた。すると1965年改正で、妻に対する支給の年齢制限及び若年停止が廃止されたために、その差がより大きくなっていたことを知った。これについて私たちは、2つの疑問を抱いた。1つ目は、なぜ1965年改正で妻に対する遺族年金支給の年齢要件及び若年停止を廃止したのか、2つ目は、その際に女性と雇用労働との関係をどのように捉えていたのかである。本研究では、厚生年金保険の1965年改正に注目し、上記2つの疑問を検討したい。

## 1 1954年改正における妻に対する遺族年金支給の年齢制限及び若年停止の規定

厚生年金保険は、1954年改正で寡婦年金、鰥夫年金、遺児年金を統合して遺族年金を創設した。この遺族年金では、夫は60歳以上か、障害があること、妻は40歳以上か、養育する子がいるか、障害があることを支給要件とした（法第59条）。ただし、養育する子がない妻は、55歳に達するまでの期間、支給が停止された（法第65条）。

1954年改正当時、厚生年金保険課長であった松田盛進は、養育する子がない妻に対して、55歳まで支給を停止した理由について、「五十五歳未満の人は総て働く、これは健全な国民を作るというのが基本的な考え方」であり、さらに、55歳で支給するとした理由について、「五十五歳は老令年金支給年令であるから稼働力を喪失しているとみている」と述べていた（松田 1954：6）。

したがって、1954年改正では、遺族年金においても稼働能力を喪失しているかどうかが支給要件の決定にとって重要であり、養育する子がいると稼働能力を喪失しており、養育する子がないと稼働能力を喪失していないと考えられていたことがわかった。

## 2 1965年改正における妻に対する遺族年金支給の年齢制限及び若年停止の廃止

### 2-1 遺族年金に焦点を当てた1965年改正の経緯

1965年改正の検討は、1962年12月末に、社会保険審議会（以下、社保審とする）厚生年金保険部会（以下、厚年部会とする）で、自主的な懇談会として開始された。翌1963年5月には、「厚生年金保険制度改革上の問題点」がまとめられた。そこでは、被

用者年金における妻の取り扱いとして、国民年金に強制加入させる場合には、「厚生年金保険では妻に対する遺族年金や加算制度の廃止を検討」すること等、4つの課題が挙げられた（厚生省年金局・社会保険庁年金保険部 1968：269）。同年8月には中間報告として、15項目の問題点「厚生年金保険制度改革に関する意見」（いわゆる今井メモ）がまとめられ、厚生大臣に提出された。そこでは遺族年金について、「最低保障額の設定による底入れを行うべきである」と指摘された（厚生省年金局・社会保険庁年金保険部 1968：282）。

社保審では審議が続いていたが、厚生省年金局は、同年10月に厚生省試案「厚生年金保険法改正案要綱」を作成し、大蔵省との折衝を開始した。同要綱では遺族年金について、「月額五、〇〇〇円（加給年金を除く。）の最低保障を行う」とされた（厚生省年金局・社会保険庁年金保険部 1968：289）。ところが、大蔵省との折衝が終了すると、試案にはなかった「妻に対する遺族年金支給の年齢制限及び若年停止を撤廃」することが了解されていた（厚生省年金局・社会保険庁年金保険部 1968：293）。

その後に厚生省が作成した「厚生年金保険法改正案要綱」では、遺族年金について、最低保障額と共に、妻に対する支給の年齢制限及び若年停止の廃止が規定された。この規定に対して同要綱を諮詢された社保審はその答申で、事業主側は、「一挙に所制限を撤廃したことは行過ぎの感があるので、適当の制限を付する必要がある」、公益側は、「現段階では行き過ぎである。少なくとも妻自身が被保険者である間は、停止ないし減額を行うべきであろう」と指摘した（厚生省年金局・社会保険庁年金保険部 1968:306、308）。しかしながら、同年4月に国会に提案された「厚生年金保険法の一部を改正する法律案要綱」でも、妻に対する支給の年齢制限及び若年停止の廃止は規定され、原案通り可決された。

厚年部会の部会長であった今井一男は、「だれも言つてないことを厚生省が提案した」と述べているが（今井 1964：21）、改正の経緯を確認しても、遺族年金の年齢制限及び若年停止の廃止は、社保審の意見にも厚生省試案にもなく、突然、厚生省が大蔵省との折衝において提案したものであったことがわかる。

## 2－2 妻に対する遺族年金支給の年齢制限及び若年停止の廃止理由

この改正について、当時、年金局長だった山本正淑は、「この際年金の受給者を増やすような方式を考えようではないか、ということがあった」として、子がない40歳未満の妻にも遺族年金を支給すれば、「相当、年金の受給者が増える」と考えたと回顧している（曾根田・山本・中野 1988：166-167）。また、この改正で創設された在職老齢年金について、長尾立子が、「年金受給者を基本的に増やしていきたいという、政策的な意図が強くあったということに尽きる」と回顧し、さらに、幸田正孝が、「国民年金と厚生年金では制度運営の考え方にはぐらかな面が見られ」、「片方は急速に成熟化させたし、片方は20年、30年たっても遅々として成熟化が進まない」とも回顧していた（幸田・長尾・田村・ほか 2011：52）。これらの回顧が正しければ、遺族年金の年齢制限及び若年停止の廃止は、とくに厚生年金保険において成熟化を進めたいという政策的意図が強く働いたために実施されたものであったと言える。

## 3 諸外国における遺族年金の男女差解消と有期化

次に、現行の遺族年金において男女の取り扱いに差がない諸外国が、どのような経緯で男女差を解消したのか見てみることにする。ここでは、イギリス、スウェーデン、ドイツ、アメリカの4ヶ国を取り上げる。

イギリスでは、妻を亡くした夫が寡婦年金の支給を拒否されたことや、子どもがいない寡夫に対して遺族年金が支給されないことを不服とする訴訟が起きたことをきっかけとして、1999年に福祉改革年金法が制定され、男性にも遺族関連の給付を行うことが認められた。この改革では、女性も男性と同様に、配偶者が死亡してから一定期間の経過後に就労することが前提とされた（丸谷 2017：29-31）。さらに、2014年の改正では、配偶者の死亡から18ヶ月以内に就労生活を軌道に乗せるための給付へと変更された（丸谷 2017：54）。

スウェーデンでは、1960年代の高度成長期に女性の労働力化が進行したことを受け、1988年に寡婦年金の廃止と、男女を問わず受給できる調整年金が整備された（秋朝 2017：73）。なお、調整年金は支給期間を12ヶ月に限定している。

ドイツは成立当初、遺族年金の支給要件における男女差が顕著であった。例えば、支給時に生活が困窮していることや亡くなった妻が主たる生計維持者であったことが寡夫のみに要求されていた。これらの厳格な支給要件は、1975年に寡婦寡夫年金規定にある男女差別を解消すべきという連邦憲法裁判所の判決を契機に法整備が行われ、1985年に撤廃された（渡邊 2017：108）。また2001年の法改正では、妻が労働により自身の年金受給権を獲得する状況が一般化してきている社会を後押しするために、子どもを養育していない若年者に対して支給される小寡婦寡夫年金が有期化された（渡邊 2017：109）。

アメリカでは、1950年の法改正で定められた遺族年金の受給資格要件に男女差があるとして、1977年に裁判が行われ、平等保護の侵害という観点から右要件が違憲無効と判断された（菊池 1998：398）。この判決の結果、遺族年金の男女で差異があった規定は廃止され、男女平等の仕組みが概ね完成された。また、現行の遺族年金は60歳以上の配偶者と16歳未満又は障害のある子を扶養している配偶者に支給されており、子どもがいない60歳未満の配偶者には死亡一時金が支給されている。

ここで示した4ヶ国に共通しているのは、遺族年金の成立当初は支給要件や支給期間に男女差があったが、当事者の訴えや女性の社会進出、男女平等の風潮などから、差異を設けている規定を2000年代に突入する以前に撤廃している点、若年層への遺族年金を配偶者が就労するまでの一時的な支援であると規定し、有期で支給している点である。

#### 4 事例

ここでは、近年の女性の生活保護受給率や相対的貧困率のデータや、私たちが実習やインターンシップで実際に触れた事例を元に、高齢単身女性の貧困について考えたい。

阿部彩によると、2018年時点での65歳以上の女性の相対的貧困率は22.9%である（阿部 2021：11）。これは、20歳未満、20-64歳の女性の相対的貧困率の約2倍となっている。さらに、65歳以上の男性の相対的貧困率よりも約7%高い数値である。

私たちが実習やインターンシップで実際に触れた事例を用いて、高齢単身女性の貧困について検討していきたい。

1人目は、70代のAさんの事例である。Aさんは夫との結婚を機に仕事を辞め、専

業主婦となっていた。夫の死後、Aさんは遺族年金を受給できず貧困に陥っていた。夫は雇用されて働いていたが、厚生年金保険の適用事業所ではない会社が多かったためである。また、Aさん自身も結婚前は雇用されて働いていたが、期間が短かったため、自身の厚生年金保険を受給することもできなかった。

2人目は、80代のBさんの事例である。Bさんは成人してすぐに結婚したが、離婚していた。自身のパートでの収入や両親の年金で生活していたが、両親の他界後はパートをやめていた。パートだったために、自身の年金は受給できず、生活保護を受給していた。

近年、高齢女性の貧困率は高まっているが、私たちが実際に触れた事例でも、結婚を機に退職した、または元々雇用されて働いていなかった、その期間が短かったなどにより、自身の厚生年金保険が受給できなかったり、夫の遺族厚生年金がなかつたり、少なかつたりする場合に貧困に陥っているケースは多かった。

## 5 考察

厚生年金保険法の1965年改正における妻に対する遺族年金支給の年齢制限及び若年停止の廃止は、厚生年金保険において成熟化を進めたいという政策的意図が強く働いたために実施されており、その際に女性の雇用や労働については考えられていなかった。

現行の日本の厚生年金保険における遺族年金は、女性が雇用されて働くことが想定されていない男女差のある制度となっており、2000年代突入以前に男女差が撤廃され、有期での遺族年金の支給を行なっている諸外国と比較して、日本が遅れをとっている。

また、高齢女性についてのデータや事例などから、高齢女性の貧困率は他の世代や男性に比べて高く、さらに若年期に雇用されて働くかず、自身が受給できる公的年金が少くなり、高齢期に貧困に陥っているケースも多いことが分かった。このことから、貧困に陥らないためには、自分が雇用されて働くことが不可欠であろう。

以上から、遺族年金の受給要件においては、制度上の男女差を撤廃し、女性が働くことを前提とした制度としていくことが望ましいのではないかと考える。

## おわりに

これから日本では、女性の社会進出や共働き世帯の増加などの社会情勢の変化に伴い、女性が雇用されて働くことを前提とし、高齢期に貧困に陥らない、男女平等の年金制度に変えていく必要があり、遺族年金においては、諸外国で適用されている有期での遺族年金の支給の導入を目指すことが望ましいのではないだろうか。

有期での遺族年金支給を行う場合には、遺族年金は「残された配偶者が就労するまでの期間に支給されるもの」となる。そのため、残された配偶者が有期での年金受給期間に、再就職や子どもを養育していても就労することができるよう、年齢や性別にとらわれずに働く社会づくりや、雇用・労働環境の整備を行っていかなければならぬ。

## 謝辞

私たちの実習やインターンシップを受け入れてくださった社会福祉施設及び社会保険労務士事務所の皆様に感謝いたします。

## 文献

- 秋朝礼恵（2017）「第2章 スウェーデンの遺族年金制度について」百瀬優編「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」、56-80。
- 阿部彩（2021）「日本の相対的貧困率の動向：2019年国民生活基礎調査を用いて」科学  
研究費助成事業（科学研究費補助金）（基盤研究（B））「「貧困学」のフロンティアを構築  
する研究」報告書、8。（<https://www.hinkonstat.net/> 2023.11.17 閲覧）。
- 今井一男（1964）「社会保障の現状とその将来」『共済新報』5(5)、16-26。
- 菊池馨実（1998）『年金保険の基本構造～アメリカ社会保障制度の展開と自由の理念～』  
北海道大学図書刊行会。
- 幸田正孝・長尾立子・田村正雄・ほか（2011）「連載座談会国民皆年金半世紀」『週刊社  
会保障』2631、48-53。
- 厚生労働省「被保護調査」各年次
- 厚生省年金局・社会保険庁年金保険部（1968）『厚生年金保険二十五年史』厚生団。
- 丸谷浩介（2017）「第1章 イギリスの遺族給付」百瀬優編「働き方の変化に対応した  
今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」、26-55。
- 松田盛進（1954）「改正厚生年金保険法の解説」『週刊日労研資料』7(25)、6-7。
- 曾根田郁夫・山本正淑・中野徹雄（1988）「第5節 厚生年金基金制度の誕生」『厚生  
年金保険制度回顧録』厚生団。
- 渡邊絹子（2017）「第4章 ドイツにおける遺族年金制度」百瀬優編「働き方の変化に  
対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」、104-120。
- 山田篤裕（2012）「高齢期における所得格差と貧困－脆弱なセーフティネットと勤労所  
得への依存－」橘木俊詔編著『格差社会』ミネルヴァ書房、147-164。